

就 劳



就 労

よく障害者手帳をもつメリットについて問われることがあります。

福祉サービスを利用するときはもちろんですが、将来、学校を卒業した後の生活を考えるときに、改めて手帳取得について考える機会が多くなるようです。また在学のと時から、仕事に就くための実習活動や就職活動を始めていくと思います。その際、敢えて障害者として“就活”をしていくこともひとつの方法です。

今後、国も障害者の就労支援について、力を入れているところです。

障害をもつ人達の就労については、「障害者雇用促進法」という法律に基づいて、支援策が行われています。

障害者雇用義務制度

事業主に対し、障害者雇用率に相当する人数の身体障害者・知的障害者の雇用を義務付けています。

精神障害者（手帳所持者）については、雇用義務の対象ではないが、各企業の雇用率（実雇用率）に算定することができることになっています。

民間企業・・・1.8%

国、地方公共団体、特殊法人等・・・2.1%

都道府県等の教育委員会・・・2.0%

障害者雇用納付金制度

雇用率を達成していない事業主に対して、不足1人あたり月額50,000円を徴収しています。（常用労働者301人以上）

また、雇用率を達成している事業主に対しては、超過1人あたり月額25,000円を支給しています。（常用労働者301人以上）

300人以下の事業主については報奨金制度があります。（超過1人あたり月額21,000円支給）

また、障害者を雇い入れるための施設の設置、介助者の配置等に助成金を支給する制度もあります。

職業リハビリテーション

■ハローワーク■

障害者の状況に応じた職業紹介、職業指導、求人開拓等を行っています。

- ・ハローワーク長崎 TEL095-862-8609
- ・ハローワーク西海 TEL0959-22-0033
- ・ハローワーク佐世保 TEL0956-34-8609
- ・ハローワーク諫早 TEL0957-21-8609
- ・ハローワーク大村 TEL0957-52-8609
- ・ハローワーク島原 TEL0957-63-8609
- ・ハローワーク江迎 TEL0956-66-3131
- ・ハローワーク五島 TEL0959-72-3105
- ・ハローワーク対馬 TEL0920-52-8609
- ・ハローワーク壱岐 TEL0920-47-0054

■障害者試行雇用事業（トライアル雇用）■

障害者に関する知識や雇用経験がない事業所に対し、障害者を試行的に雇用する機会を付与し、本格的な障害者雇用に取り組むきっかけづくりを進める事業。

■ジョブコーチによる支援■

知的障害者や精神障害者など職場での適応に課題を有する障害者に対して、職場適応援助者（ジョブコーチ）を事業所に派遣し、きめ細やかな人的支援を行うことにより、職場での課題を改善し、職場で定着を図っていきます。（職場内コミュニケーション、作業遂行力の向上支援、職務内容の設定、指導方法に関する助言など）

■障害者職業センター■

専門的な職業リハビリテーションサービスの実施を行います。（職業評価、準備訓練、ジョブコーチ等）

- ・長崎障害者職業センター

TEL095-844-3431

■障害者就業・生活支援センター■

障害者の職業生活における自立を図るため、身近な地域において雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関のネットワークを形成し、就業面と生活面にわたる一体的な支援を行う事業。

- ・障害者就業・生活支援センターながさき（社会福祉法人 ゆうわ会）

TEL095-832-2080

長崎市、西海市、長与町、時津町

- ・長崎県北地域障害者就業・生活支援センター（社会福祉法人 民生会）

TEL0956-62-3844

佐世保市、平戸市、松浦市、江迎市、鹿町町、佐々町

- ・長崎障害者就業・生活支援センター（社会福祉法人 南高愛隣会）

TEL0957-35-4887

諫早市、大村市、雲仙市、東彼杵町、川棚町、波佐見町

障害者自立支援法に基づく就労支援

従来の障害者雇用施策とより一層の連携を図ることと、働く意欲のある障害者の雇用促進をさらに図るために、職業能力の訓練、適職探し、就労後のフォローなどを行う新たな就労支援事業が創設され、福祉施設や事業所などが取り組んでいます。

■障害者就労移行支援事業■

一般企業等へ就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

■障害者就労継続支援事業■

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。